

新山城地域振興計画策定懇話会設置要綱

(目的)

第1条 山城地域における基本計画（以下「計画」という。）の策定及び実施検討を行うに当たり、有識者等からの意見を聴取するため、新山城地域振興計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 懇話会の構成員（以下「委員」という。）は、計画の策定及び実施に関する取組について、意見を述べるものとする。

(委員の要件等)

第3条 委員は、有識者等その他適当と思われる者から京都府山城広域振興局長（以下「局長」という。）が依頼する者とし、その人数は11人以内とする。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置き、座長は、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇話会の議事を運営する。

3 座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(懇話会の開催)

第5条 懇話会は、局長が招集する。

(議事の公開)

第6条 懇話会の議事については、公開を原則とする。ただし、局長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第7条 局長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に参考人として懇話会への出席を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、局長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月9日から施行する。